大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正（案）

資料５－２

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府行政不服審査会規則（平成28年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

（部会）

第２条　審査会に、大阪府行政不服審査会条例（平成28年大阪府条例第１号）第７条第１項の合議体として、第１部会、第２部会及び第３部会（以下これらを「部会」という。）を置く。

２　部会に属すべき委員（臨時委員を含む。）は、会長が指名する。

３　部会において調査する専門委員は、部会長の申出に基づき、会長が指名する。

４　部会が取り扱う審査請求事件は、会長が定める。

（諮問書の添付書類）

第３条　行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第43条第１項の規定による諮問は、同条第２項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

　一　裁決に相当する内容（法第50条第１項に掲げる事項に相当する内容）を記載した書類

　二　前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（主張書面等の提出期限の通知）

第４条　会長又は部会長は、審査会又は部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、法第76条に規定する主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間（以下「主張書面等の提出期限」という。）を定めることができる。

２　審査会又は部会は、必要があると認めるときは、審査会又は部会の会議の後に、主張書面等の提出期限を定めることができる。

３　前２項の規定により主張書面等の提出期限を定めたときは、会長又は部会長は、法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に、書面により通知する。

（審査会又は部会の開催前の調査等）

第５条　会長又は部会長は、審査会又は部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、審査会又は部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問書の添付書類の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、法第75条第１項本文の規定による意見の陳述の申立てを行う意思の有無を確認すること。

２　前項に掲げる調査等は、書面により行う。ただし、会長又は部会長が相当と認めるときは、この限りでない。

３　会長又は部会長は、第１項の規定により調査等を行ったときは、速やかに、審査会又は部会に報告しなければならない。

（指名委員による調査等）

第６条　法第77条の規定に基づき、法第74条の規定による調査をさせ、又は法第75条第１項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を聴かせる委員は、部会に属する委員のうちから、当該委員に行わせる当該調査又は口頭意見陳述ごとに、当該部会長が指名する。指名する委員を変更する場合も、同様とする。

（答申書の交付等）

第７条　答申書の交付又は審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、手交又は郵送により行う。

（答申書の更正）

第８条　審査会又は部会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長又は部会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

２　前項の規定による更正をしたときは、その内容を審査庁に書面により通知する。

３　前項の規定による通知をしたときは、前項の書面の写しを審査請求人又は参加人に送付する。

（議事録の作成）

第９条　審査会及び部会（以下「審査会等」という。）の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

　一　会議の日時及び場所

　二　出席者の氏名

　三　議題

　四　審議経過

　五　議決事項

　六　その他必要な事項

２　議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成する。

（調査審議手続の非公開）

第１０条　審査会等の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成28年５月６日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年７月15日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年３月７日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年　月　日から施行する。